

議案第8号

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録資格に係る規定などを整備する必要がある。

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

あきる野市印鑑条例（平成7年あきる野市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第7条第2項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第8条第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。